

豊橋市総合老人ホームつつじ荘 虐待の防止のための指針

1 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄、放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待の発生の防止等に取り組むにあたって下記の体制を取ります。

「豊橋市総合老人ホームつつじ荘虐待防止検討委員会」の設置

(1) 虐待防止検討委員会の構成委員

所長、所長補佐、業務主査、業務長(特養・養護)、看護師(特養・養護)、生活相談員(特養・養護・デイサービス・短期入所)、介護支援専門員、作業部会の代表者で構成し、所長を委員長、介護支援専門員を専任の担当者とし、ます。

(2) 身体的拘束等適正化検討委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

- (3) 虐待防止検討委員会の開催
 - ・3か月に1回開催します。
- (4) 虐待防止検討委員会の議題は、所長が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ・虐待の防止のための職員研修の内容と評価に関すること
 - ・虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ・職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2) 研修は年2回以上実施します。また、新規採用・異動時には着任後1週間以内にOJT担当職員と指針等の読み合わせをし、内容の正しい理解、疑問点の解消を行うなど虐待の防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

5 虐待またはその疑い(以下虐待等)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
- (2) 利用者に虐待が疑われる場合は、所長等に不適切ケア報告書(様式第1号)や電話やメール等で速やかに報告する。その後、所長は速やかに対応し、対応内

容を不適切ケア報告書に記録する。

- (3) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 職員は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに所長へ報告する。所長は委員会を開催し、速やかに市に通報しなければならない。

7 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

8 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置します。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この指針は、令和5年11月28日から施行する。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この指針は、令和8年12月1日から施行する。